

## **[事案 2020-222] 新契約無効請求**

・令和3年4月20日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年5月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険会社を信頼していたため、パンフレットを細かく確認する必要はないと思って申込みをしたが、500万円の死亡保険金が保険料払込期間満了後に半額の250万円になるという説明がなかった。
- (2) 契約申込の際、「終身で、とにかく何時死んでも死亡保険金500万円ですね。」と確認したところ、募集人は「はい、そうです。」と答えた。

### **<保険会社の主張>**

保険料払込期間満了後に死亡保険金額が半額になることについては、募集人が、保障設計書を示しながら説明をしており、本契約の申込みの意思表示について錯誤があったとは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の事情等を確認するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。